

平成 19 年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社きちり  
(コード番号:3082 大証ヘラクレス)  
本社所在地 大阪市中央区南本町二丁目 6 番 22 号  
代 表 者 代表取締役社長 平 川 昌 紀  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 葛 原 昭  
電 話 番 号 TEL(06)6244-5678(代表)  
U R L http://www.kichiri.com/

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 9 月 5 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更の承認を求める議案を、平成 19 年 9 月 26 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社株式が平成 19 年 7 月 6 日付をもって、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に上場されたことに伴い、現行定款第 8 条第 3 項及び第 15 条第 1 項に実質株主の記載について追加を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、第 19 条において取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。なお、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第 2 章 株 式</b> (株主名簿管理人) 第 8 条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	<b>第 2 章 株 式</b> (株主名簿管理人) 第 8 条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿、 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u> 、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、 <u>新株予約権原簿</u> および株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ)</u> は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 9 月 26 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日

平成 19 年 9 月 26 日 (水曜日)

以 上